

# 委 託 仕 様 書

## 1 委託業務の件名

第4回たま未来・産業フェアの企画運營業務委託

## 2 開催経緯

多摩地域は、技術力の高い中小企業や、大学・研究機関が集積しており、国内外の先端産業やスタートアップとの活発な融合により、社会的な課題の解決を実現できるポテンシャルを有している。

そこで東京都は、多摩地域でイノベーションを持続的に創出するエコシステムの形成に向けて、多摩地域の経済団体や支援機関とともに、多摩イノベーションエコシステム実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を組成した。実行委員会では、「多摩イノベーションエコシステム促進事業」として、中小企業やスタートアップなどの多様な主体が交流し連携を強める取組を展開しており、具体的には、リーディングプロジェクト支援や多摩イノベーションコミュニティの運営等を実施している。

たま未来・産業フェアは、多摩イノベーションエコシステム促進事業の一環として、中小企業等の製品・サービスの展示を通じた出展者と来場者との交流により、イノベーション創出を促していくことを目的として実施するものである。

## 3 実施目的

実行委員会は、次の目的を果たすため、東京たま未来メッセにおいて「第4回たま未来・産業フェア」（以下、「本イベント」という。）を開催する。

- (1) 多摩地域内外から出展企業・来場者を集め、交流・連携の機会を提供  
（多摩地域のイノベーション機運の醸成）
- (2) 製品展示による PR や販路拡大、商談・ビジネスマッチングを促進
- (3) 新たなビジネスに向けたヒントの獲得や、テストマーケティングの場として活用

## 4 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 5 履行場所

実行委員会が指定する場所

## 6 委託内容

以下に定めるもののほか、別紙1「委託内容詳細」のとおりとする。

## 7 開催概要

東京たま未来メッセにおいて、2日間にわたり多摩地域や都内、近隣県の中小企業やス

ターゲットアップ企業の製品・サービスの展示を行い、出展企業と来場者との交流を通じて、販路拡大、企業間連携、情報収集などのビジネスチャンスの機会を提供するとともに、新たなビジネスに向けたヒントの獲得やイノベーション創出を促していく。

出展分野は「ものづくり」「GX・DX」「暮らし」の3分野とし、その他リーディングプロジェクトの製品・サービスを紹介するエリア等も設置する。

ステージではイノベーションをテーマにした講演などを実施するほか、会議室等も活用しワークショップやセミナーを実施するなど、東京たま未来メッセ全館を最大限活用し、出展企業や来場者の交流を促進する。

また、会期当日だけでなく、会期前後に出展企業のイノベーション意欲を高める交流会やセミナー等を実施することで、開催効果を高めていく。

(1) 開催期間

準備日 令和9年1月20日(水)から1月21日(木)  
会期 令和9年1月22日(金)から1月23日(土)  
開催時間 午前10時から午後5時まで(最終日のみ午後4時まで)  
撤去日 令和9年1月23日(土)(閉会后)

(2) 開催場所

東京たま未来メッセ 全館  
東京都八王子市明神町3丁目19-2

(3) 出展料

無料

(4) 規模

出展企業約150社、来場者約8,100人(予定)

(5) 出展対象者

以下①～③全てを満たす中小企業等(予定)

- ①東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県のいずれかに事業所を有すること
- ②「ものづくり」「GX・DX」「暮らし」のいずれかの分野に該当すること
- ③イノベーション意欲がある企業であること

(6) 展示企画

別紙2「展示企画一覧」のとおり

(7) ステージ等企画

別紙3「企画スケジュール一覧(例)」のとおり

8 実行委員会との情報共有等

(1) 実行委員会との連絡窓口の設定

受託者は、本業務委託の期間中、常に実行委員会と円滑な連絡が取れるよう必要な体制を確保しなければならない。

受託者は、委託契約締結後1週間以内に、統括責任者及び委託業務に携わる関係者やその連絡先などの必要な事項を記載した体制表を実行委員会に提出すること。

## (2) 実行委員会との打ち合わせ

受託者と実行委員会は、双方の情報共有・進捗管理を徹底するため、原則週に1回程度の打ち合わせを行うものとする。打ち合わせは、対面又はオンラインでの実施とする。

受託者は、打ち合わせに用いる次第及び会議資料を作成し、打ち合わせ実施日の前営業日までに実行委員会へデータで提出すること。また、受託者は打ち合わせの都度速やかに議事録を作成し実行委員会へデータで提出すること。

## (3) ファイル共有ツールの用意

受託者と実行委員会のデータのやりとりを円滑に行うため、データ授受はファイル共有ツールを活用する。具体のツールは、委託契約締結後速やかに実行委員会と協議の上、準備すること。

## (4) 会場関係の調整

受託者は、本イベントの開催場所である「東京たま未来メッセ」の施設管理者と密に連絡を取り合い、会場利用方法や実施内容について調整・申請を行うこと。各種法令等に基づき申請・届出等が必要な場合は、遅滞なく対応すること。

また、受託者は、東京たま未来メッセの利用にあたり、近隣住民や他の施設利用者に迷惑がかからないよう、動線や利用時間、利用方法に最大限配慮するとともに、出展者や来場者等にも利用ルールを徹底させるよう準備・当日の対応等を行わなければならない。このため、会場関係の調整状況や内容については、適宜実行委員会へ連絡・報告を行うこと。

## (5) 外部に発信する情報の取扱い

受託者は、広報その他の外部に発信する情報については実行委員会に事前に情報提供を行い、誤った情報や不適切な表現等が外部に発信されないようにしなければならない。

## (6) 調査等への協力

実行委員会が受託者に対し、委託業務の実施状況に関して調査又は報告を求めた場合には、受託者は協力しなければならない。

## (7) 委託業務の理解

受託者は、委託業務の実施に当たっては、その従業員、再委託先の従業員等の関係者に対し、業務の内容を十分に理解させるとともに、業務が円滑に進むよう、業務全般を適切に管理・運営しなければならない。

## (8) 緊急時の対応

委託業務の実施に当たり、不測の事態が生じた場合には、受託者は直ちに実行委員会に状況を報告するとともに、実行委員会の指示に従って対処しなければならない。

## 9 経費の負担

委託業務の実施に必要な経費は、特別の定めがない限り、全て受託者が負担するものとする。また、不慮の事故発生や受託者に帰責事由がある損害を円滑に賠償できるよう、イベント保険に加入すること。

## 10 企画審査会に係る提案書の扱い（本委託対象業務の範囲）

企画審査会において提案された「企画提案書」は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。

## 11 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により実行委員会の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (2) 受託者は、前項の実行委員会の承諾を得た上で本委託業務の一部を再委託する場合は、受託者と同様に再委託先においても本業務に係る契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、実行委員会の承諾の有無にかかわらず、以下のものに再委託をしてはならない。
  - ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号)に基づく指名停止期間中の者
  - イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者
- (4) 受託者は、再委託の申出を行う際には、実行委員会に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

## 12 環境により良い自動車使用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215 号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写真の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 13 その他

### (1) 個人情報の取扱い

- ア 「たま未来・産業フェア個人情報保護方針」、「個人情報に関する特記仕様」及び「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に基づき、適正な手続きを行うこと。また、再委託を行う場合、再委託先に対し適正な手続きを行わせること。
- イ 「たま未来・産業フェア個人情報保護方針」は、原則として、本イベントのウェブサイ

ト及び個人情報に記載する必要のある全ての印刷物等に掲載すること。

(2) 東京都社会的責任調達指針の準拠

「東京都社会的責任調達指針に係る特記仕様書」に基づき、適切な手続きを行うこと。

(3) 知的財産権の取り扱い

ア 権利の帰属等

受託者が作成した委託業務の成果物に関する所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、以下イを除き、作成した時点で受託者から実行委員会及び東京都に無償で移転し、帰属するものとする。

また、成果物について、受託者（受託者の従業員及び再委託を行った場合の再委託先を含む。）は著作者人格権に基づく権利行使を将来にわたり行わないものとする。さらに、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこととする。

イ 従来権利等の取扱い

本委託の成果物において、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有するものの著作権、意匠権等の知的財産権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

ウ 権利処理の保証

委託業務の実施に当たっては、肖像権、知的財産権等について処理済の素材を使用しなければならない。

受託者は、本委託の成果品が第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証し、本委託業務において使用する映像、イラスト、写真、人物その他の資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ実行委員会に通知するとともに、第三者との間で発生した管理の使用等に関する手続、使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うものとする。

エ その他

知的財産権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。

(4) 第三者への情報の提供について

受託者は、本事業（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、事業の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。

また、本事業の契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(5) 関係法令の遵守

関係法令を遵守すること。

(6) 感染症の感染防止等対策

展示会業界におけるガイドライン等に基づき、開催時期の社会情勢に応じて適切な対応を取ること。

(7) 電力需給ひっ迫時の対応

電力需給ひっ迫に伴い節電等が求められた場合に備えて、装飾などの一部照明を消灯できる設計（展示会の運営に必要な設備は除く）やLEDを活用するなどの会場設備の設計、体

制の整備等を行うこと。

#### 14 過失責任

本事業の履行に際し、受託者の過失により生じた事故等については、受託者がその責めを負う。

#### 15 事業引継

受託者は、本委託において作成・取得した物（SNSアカウント、ウェブサイトや受付システム等の電子データを含む。）及び情報のうち、次年度以降の本委託の運営に必要となるもの一切を実行委員会及び次年度の受託者に引き継ぎ、共有すること。

特に、ウェブサイトのデータについては、次年度の受託者が、速やかに本年度のドメインを取得し、ウェブサイトを継続して運用できるようにするとともに、委託契約終了時点のウェブサイトデータだけでなく、各更新時点のデータを適切に保管し、それらを含めて次年度受託者に提供すること。

実行委員会又は次年度の受託者が、必要な物及び情報の提供を求めた場合には、本契約の履行完了後も、上記と同様とする。

なお、引継ぎの結果は別紙様式1「引継ぎ報告書」により実行委員会に報告を行うこと。

#### 16 疑義の取り扱い

この仕様書の解釈及び記載のない事項については、実行委員会と協議の上、対応するものとする。

#### 17 連絡先

多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局  
電話番号 03 (5320) 5982